議題

第３号議案

名古屋都市生産緑地地区の変更について（瀬戸市決定）

（資料　：　3-1　～　3-9　）

名古屋都市計画生産緑地地区の変更（瀬戸市決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

面　　積	備　　考
約 14.3 ha	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理　　由

市街化区域に存する農地等のうち、公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、公共施設等の敷地の用に供する土地として適している土地について、生産緑地法の本旨にのっとり生産緑地地区を指定しているが、同法第１４条の生産緑地地区内における制限の解除が行われたものについて、一部区域を変更するものである。

瀬戸市生産緑地総括図

総　括　図	
縮　　尺	1/20,000
都市計画区域名	名古屋都市計画区域
市町村名	瀬戸市

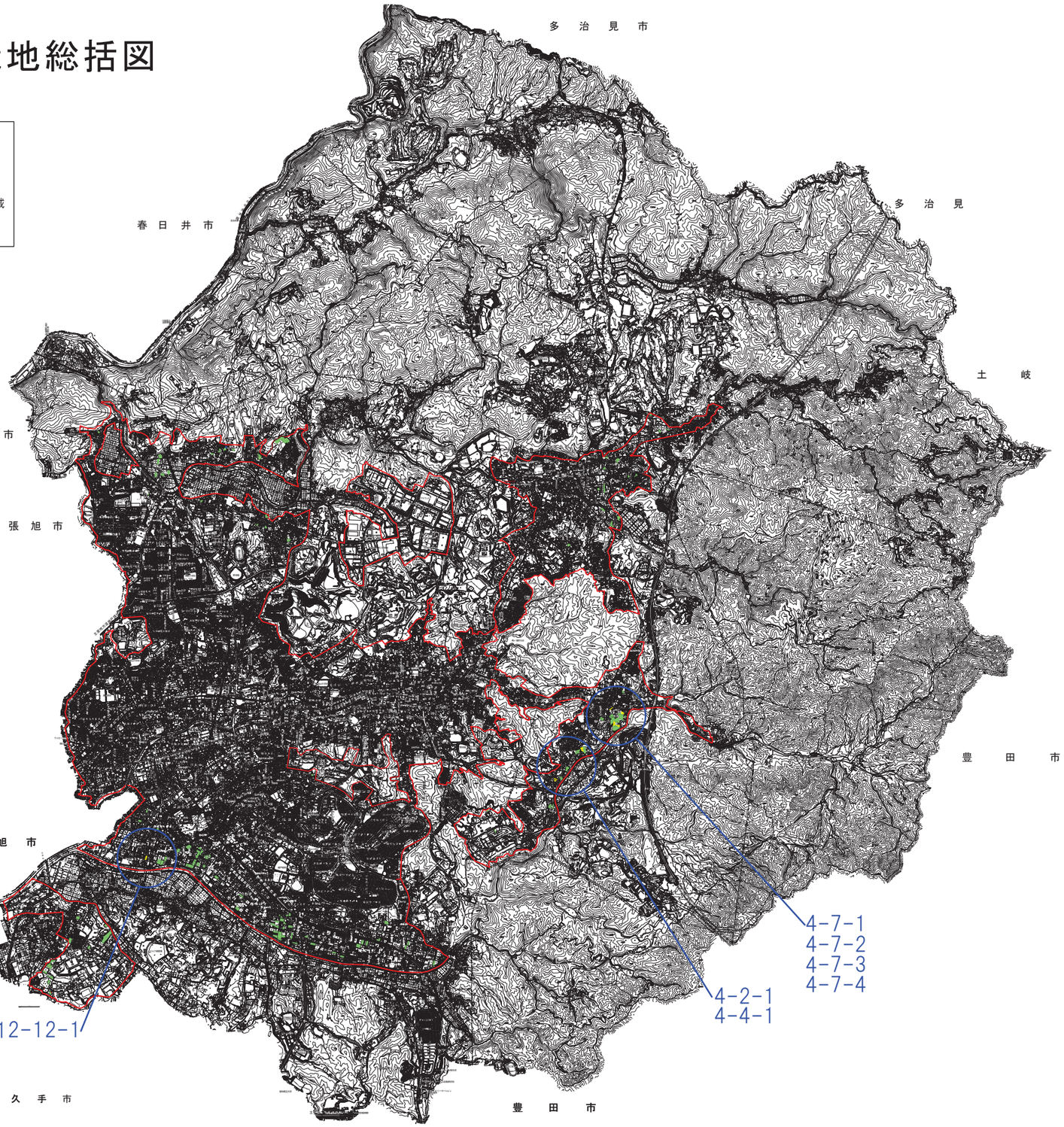

1:20,000
0 200 1000 2000m

凡　　例	
	市街化区域境界線
	既存の生産緑地地区
	除外する生産緑地地区

計画図 1

縮尺	1/2,500
都市計画区域名	名古屋都市計画
市町村名	瀬戸市
一団番号	4-2-1
	4-4-1

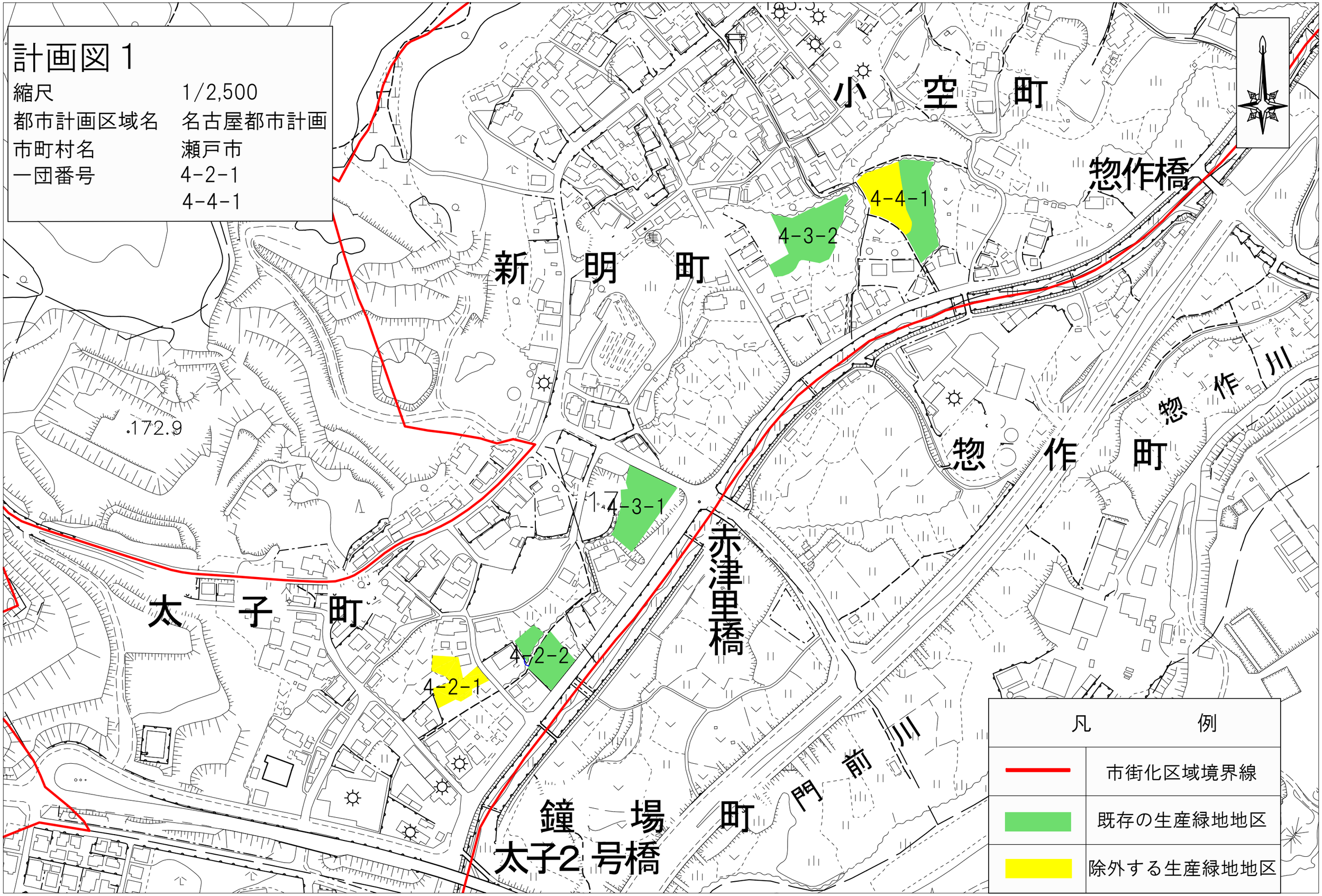

1:2,500

0 200 100 200m

計画図２

縮尺	1/2,500
都市計画区域名	名古屋都市計画
市町村名	瀬戸市
一団番号	4-7-1、4-7-2 4-7-3、4-7-4

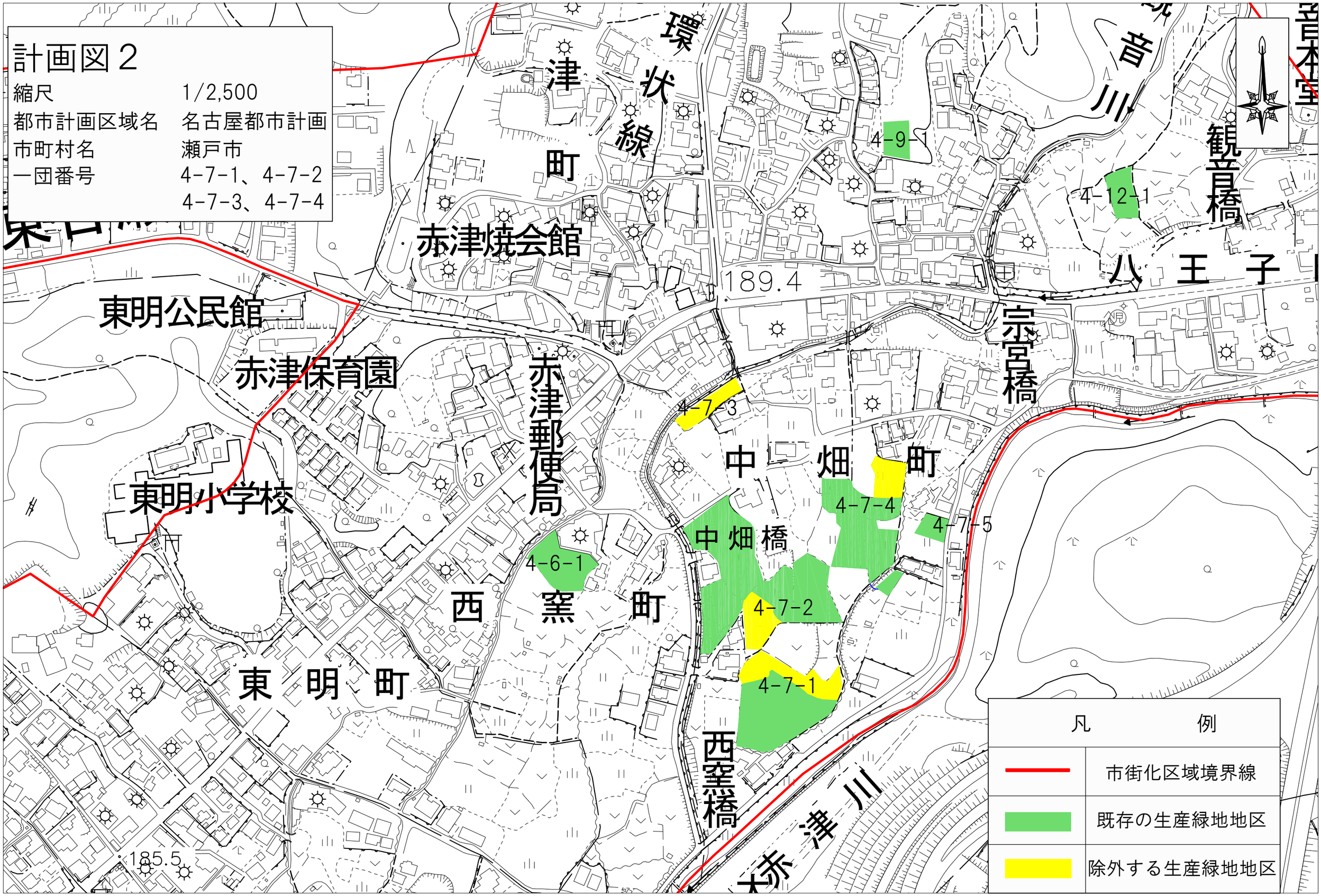

計画図３

縮尺	1/2,500
都市計画区域名	名古屋都市計画
市町村名	瀬戸市
一団番号	12-12-1

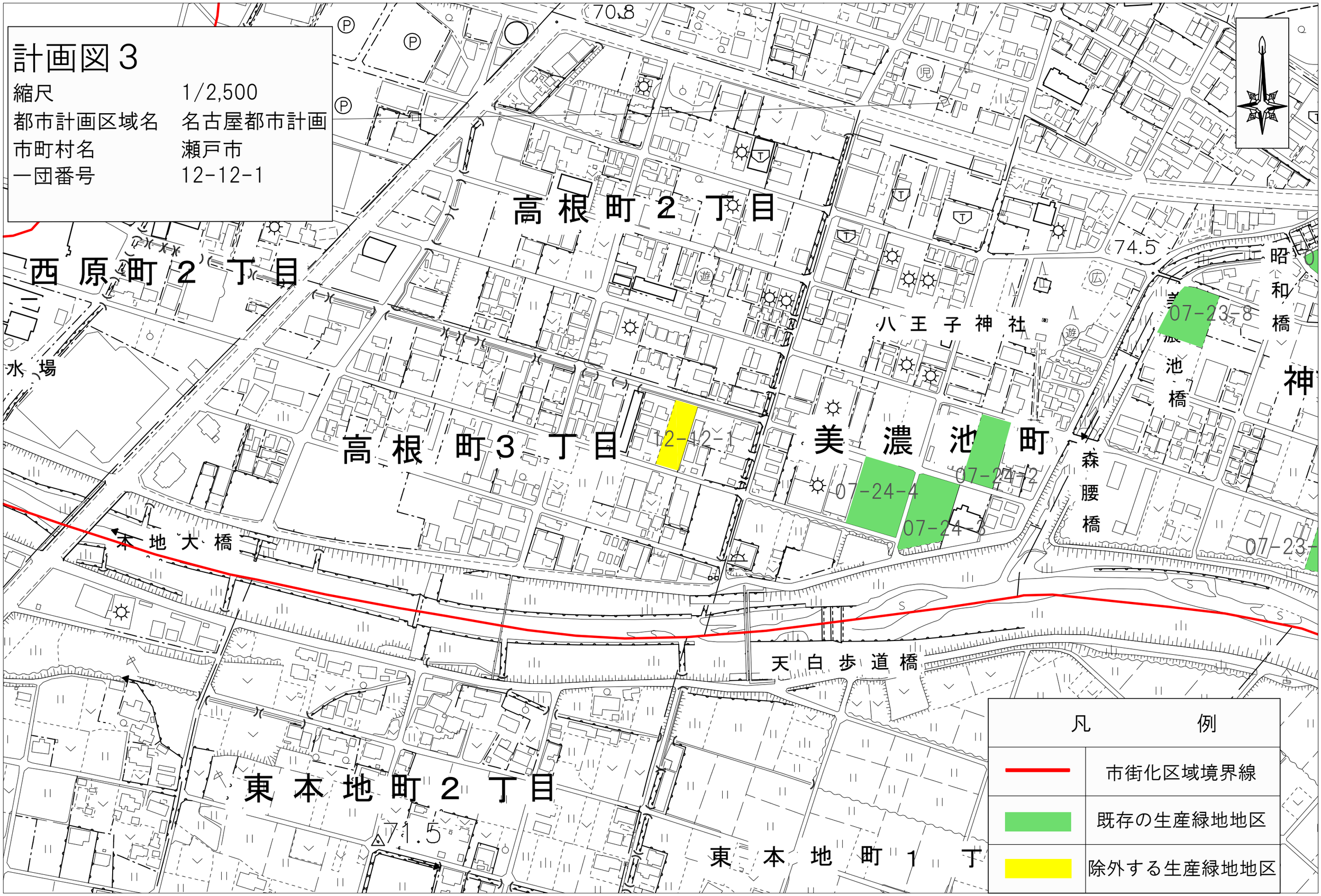

生産緑地地区の変更理由書

１　生産緑地地区とは

生産緑地地区は、市街化区域内にある農地等の農業生産活動に着目して、公害や災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等に役立つ農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図ることを目的としています。

２　生産緑地地区の指定要件

現に農林漁業の用に供されている農地等であって、次の要件を全て満たすもの。

① 公害や災害を防止し都市の環境の確保に効用があり、公共施設などの敷地の用に供する土地として適していること。
② 面積が一団で 500 ㎡（５畝）以上であること。
③ 農林漁業の継続が可能な条件を備えていること。

３　生産緑地地区内における行為の制限

生産緑地地区は、農地等として管理することが義務づけられているため、建築物などの建築や、土地の形状の変更等は、原則としてできません。

４　生産緑地地区の都市計画変更の主な理由

① ※買取りの申出があった場合において、その申出の日から３ヶ月以内に所有権の移転（相続その他の一般承継による移転を除く）が行われず、行為制限が解除された場合。
② 公共施設等の敷地（用地）となった場合。
③ 土地区画整理事業の仮換地指定に伴う場合。
④ 地積更正で面積が変更した場合。
⑤ これらの変更によって、残った農地では生産緑地地区としての指定要件を欠く場合。
⑥ 団地が分断したため、新たに団地番号をつけた場合。
⑦ 「２　生産緑地地区の指定要件」を満たし、新たに生産緑地地区を指定する場合。

※　買取りの申出

生産緑地地区は、次の場合に限り市町村長に時価で買い取るよう申し出ることができる。

○ 生産緑地地区に指定されてから 30 年を経過した場合。
○ 特定生産緑地地区に指定されてから 10 年を経過した場合。
○ 農林漁業の主たる従事者が死亡したり、農林漁業に従事することを不可能とさせる故障を有することとなった場合。

5　今回の都市計画変更の理由と内容

理由番号	除　　外（減）		指　　定（増）		合　　計	
	面積（㎡）	団地数	面積（㎡）	団地数	面積（㎡）	団地数
4 - ①	−6,408	−3			−6,408	−3
計	−6,408	−3	±0	±0	−6,408	−3

変更状況調書　　瀬戸市決定

生産緑地地区の一団数及び面積

	変　更　前	増　　減	変　更　後
一　団　数	113 団地	-3 団地	110 団地
面　　積	14.9ha (149,078 ㎡)	-0.6ha (-6,408 ㎡)	14.3ha (142,670 ㎡)

箇所別調書

一 団 番 号	増減	変 更 面 積	理由番号	理　　由
4-2-1	除外	-837 ㎡	4 - ①	生産緑地地区に定められてから30 年を経過したことによる買取申出から３ヶ月以内に所有権の移転が行われず、行為制限が解除されたため。
4-4-1	一部除外	-1,441 ㎡	4 - ①	主たる従事者の死亡による買取申出から３ヶ月以内に所有権の移転が行われず、行為制限が解除されたため。
4-7-1	一部除外	-1,094 ㎡	4 - ①	主たる従事者の死亡による買取申出から３ヶ月以内に所有権の移転が行われず、行為制限が解除されたため。
4-7-2	一部除外	-846 ㎡	4 - ①	主たる従事者の死亡による買取申出から３ヶ月以内に所有権の移転が行われず、行為制限が解除されたため。
4-7-3	除外	-532 ㎡	4 - ①	主たる従事者の死亡による買取申出から３ヶ月以内に所有権の移転が行われず、行為制限が解除されたため。
4-7-4	一部除外	-700 ㎡	4 - ①	主たる従事者の死亡による買取申出から３ヶ月以内に所有権の移転が行われず、行為制限が解除されたため。

一団番号	増減	変更面積	理由番号	理　　由
12-12-1	除外	-958 ㎡	4 - ①	生産緑地地区に定められてから30 年を経過したことによる買取申出から３ヶ月以内に所有権の移転が行われず、行為制限が解除されたため。
	除外（減）	-6,408 ㎡		
	指定（増）	0 ㎡		
	合計	-6,408 ㎡		